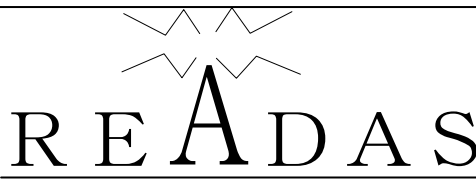


第 5184 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月13日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 父親所有の建物を事業の用に供した場合の必要経費

Q：私は、父親が所有する建物を店舗として使用しています。家賃など経費の取扱いはどのようになりますか？

A：生計を一にしているかどうかで、取扱いが違います。

【解説】

親族に支払う地代家賃等の取扱いは、生計を一にしているかどうかで、取扱いが違います。

①生計を一にしている場合

親族に支払う地代家賃等は、事業所得の計算上、必要経費に算入されません。また、親族が受け取った地代家賃等は、所得金額の計算上、ないものとして取り扱われます。

ただし、親族が所有する建物等の固定資産税や修繕費、減価償却費等のうち、事業共用部分については、事業所得の必要経費に算入することができます。

②生計を一にしていない場合

生計を一にしていない場合は、支払う地代家賃等は事業所得の計算上、必要経費となり、受け取った地代家賃等は不動産所得の収入金額となります。

③消費税の取扱い

店舗用建物の賃借料は、生計を一にしているかどうかにかかわらず、課税仕入となります。

